

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	3 - 1 - 1	担当課	長寿介護課
法令名	介護保険法	根拠条項	第 2 4 条 の 2 第 1 項	許認可等の内容	指定市町村事務受託法人の指定
<p><u>介護保険法(平成9年法律第123号)</u> (指定市町村事務受託法人) 第24条の2 市町村は、次に掲げる事務の一部を、法人であって厚生労働省令で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施することができるものと認められるものとして都道府県知事が指定するもの(以下この条において「指定市町村事務受託法人」という。)に委託することができる。</p> <p>一 第23条に規定する事務(照会等対象者の選定に係るものを除く。)</p> <p>二 第27条第2項(第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項及び第32条第2項(第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による調査に関する事務</p> <p>三 その他厚生労働省令で定める事務 〔第2項～第6項 省略〕</p> <p><u>介護保険法施行令(平成10年政令第412号)</u> (指定市町村事務受託法人の指定) 第11条の2 法第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人(以下「指定市町村事務受託法人」という。)の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事務(以下「受託事務」という。)を受託しようとする者の申請により、受託事務を行う事務所(以下この節において「事務所」という。)ごとに行う。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次のいずれかに該当するときは、法第24条の2第1項の指定をしてはならない。</p> <p>一 当該申請に係る事務所の介護支援専門員の人員が、厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき(法第24条の2第1項第二号の事務を受託しようとする場合に限る。)</p> <p>二 申請者が、厚生労働省令で定める受託事務の運営に関する基準に従って適正な受託事務の運営をすることができないと認められるとき。</p> <p>三 申請者が、居宅サービス等(法第23条に規定する居宅サービス等をいう。第七号及び第11条の5第九号において同じ。)を提供しているとき。ただし、厚生労働省令で定める特別の事情があると都道府県知事が認めたときは、この限りではない。</p> <p>四 申請者が、法及び第35条の2各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>五 申請者が、第11条の5第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。</p> <p>六 申請者が、第11条の5第1項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第1項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。</p>					

七 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等又は受託事務に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

八 申請者の役員等（法第70条第2項第六号に規定する役員等をいう。）のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第四号又は前号に該当する者

ハ 第11条の5第1項の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの

ニ 第六号に規定する期間内に次条第1項の規定による事業の廃止の届出をした法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前60日以内にその役員等であった者で当該届出の日から起算して5年を経過しないもの

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

（指定市町村事務受託法人の指定の要件）

第34条の2 法第24条の2第1項の厚生労働省令で定める要件は、同項第一号に規定する事務（以下「照会等事務」という。）については、次のとおりとする。

- 一 照会等事務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 二 法人の役員又は職員の構成が、照会等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 三 照会等事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって照会等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 前三号に定めるもののほか、照会等事務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

2 法第24条の2第1項の厚生労働省令で定める要件は、同項第二号に規定する事務（以下「要介護認定調査事務」という。）については、次のとおりとする。

- 一 要介護認定調査事務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 二 法人の役員又は職員の構成が、要介護認定調査事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 三 要介護認定調査事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって要介護認定調査事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 前三号に定めるもののほか、要介護認定調査事務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

（指定市町村事務受託法人の事業の基準）

第34条の7 要介護認定調査事務に係る指定市町村事務受託法人は、要介護認定調査事務を遂行するために必要な数以上の介護支援専門員を有していなければならない。

（管理者）

第34条の8 指定市町村事務受託法人は、事務所ごとに管理者を置かなければならない。

（準用）

第34条の10 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第18条、第22条、第24条、第27条及び第28条の規定は指定市町村事務受託法人について準用する。この場合において、指定居宅介護支援等基準第18条、第22条及び第24条中「指定居宅介護支援事業所」とあるのは「事務所」と、指定居宅介護支援等基準第18条中「掲げる事業」とあるのは「掲げる事務」と、「指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額」とあるのは「受託事務の実施方法及び内容」と、指

定居宅介護支援等基準第22条中「介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる」とあるのは「職員の勤務の体制その他の」と、指定居宅介護支援等基準第27条中「利用者に対する指定居宅介護支援の提供により」とあるのは「受託事務の実施により」と、「市町村、利用者」とあるのは「委託をしている市町村、受託事務に係る被保険者」と、指定居宅介護支援等基準第28条中「事業所ごと」とあるのは「事務所ごと」と読み替えるものとする。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）